

職員の懲戒処分について（令和元年7月16日教育委員会議定例会）（議案第10号関係）

No.	1
処分年月日	令和元年7月16日
処分の種類	減給1月
処分の理由	生徒への不適切な言動及び体罰
	(概要) 被処分者は、次の不適切な言動及び体罰を行った。 (1) 平成31年3月の授業において、生徒に対し配慮に欠ける発言をした。その後、当該発言を受けた当該生徒の態度に一方向的に憤慨し、当該生徒や学級の生徒全体に向け、不適切な内容の発言を交えて叱責した。 (2) 平成29年度及び平成30年度において、4名の生徒に対し、「馬鹿」等と発言するなど不適切な言動があった。 (3) 平成29年度及び平成30年度において、5名の生徒に対し、平手や資料集等により、頭や顔を叩くなどの行為を複数回行った。
事件発生年月日	平成29年度及び平成30年度
被処分者の年齢	40歳代
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	県立高等学校
被処分者の職	教諭
備考	沿岸南部教育事務所管内

【担当：県立人事担当（内線6130）】